

一般社団法人 投資信託協会
会長 白川 真 殿

(商号又は名称) バークレイズ投信投資顧問株式会社
(代表者) 代表取締役 佐々木 敏彦 ㊞

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 委託会社等の概況

(1) 資本金の額等

- ① 資本金の額（本書提出日現在）： 7億9,900万円
- ② 会社が発行する株式総数： 40,000株
- ③ 発行済株式総数： 15,530株
- ④ 過去5年間における主な資本金の額の増減：

実施日	発行株数	資本金の増加額
平成22年10月1日	2,000株	100,000千円
平成23年6月13日	2,000株	100,000千円
平成24年3月7日	2,000株	100,000千円
平成26年2月17日	2,000株	100,000千円

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

定款等に基づく当社の意思決定機構は、以下のとおりです。

1) 株主総会

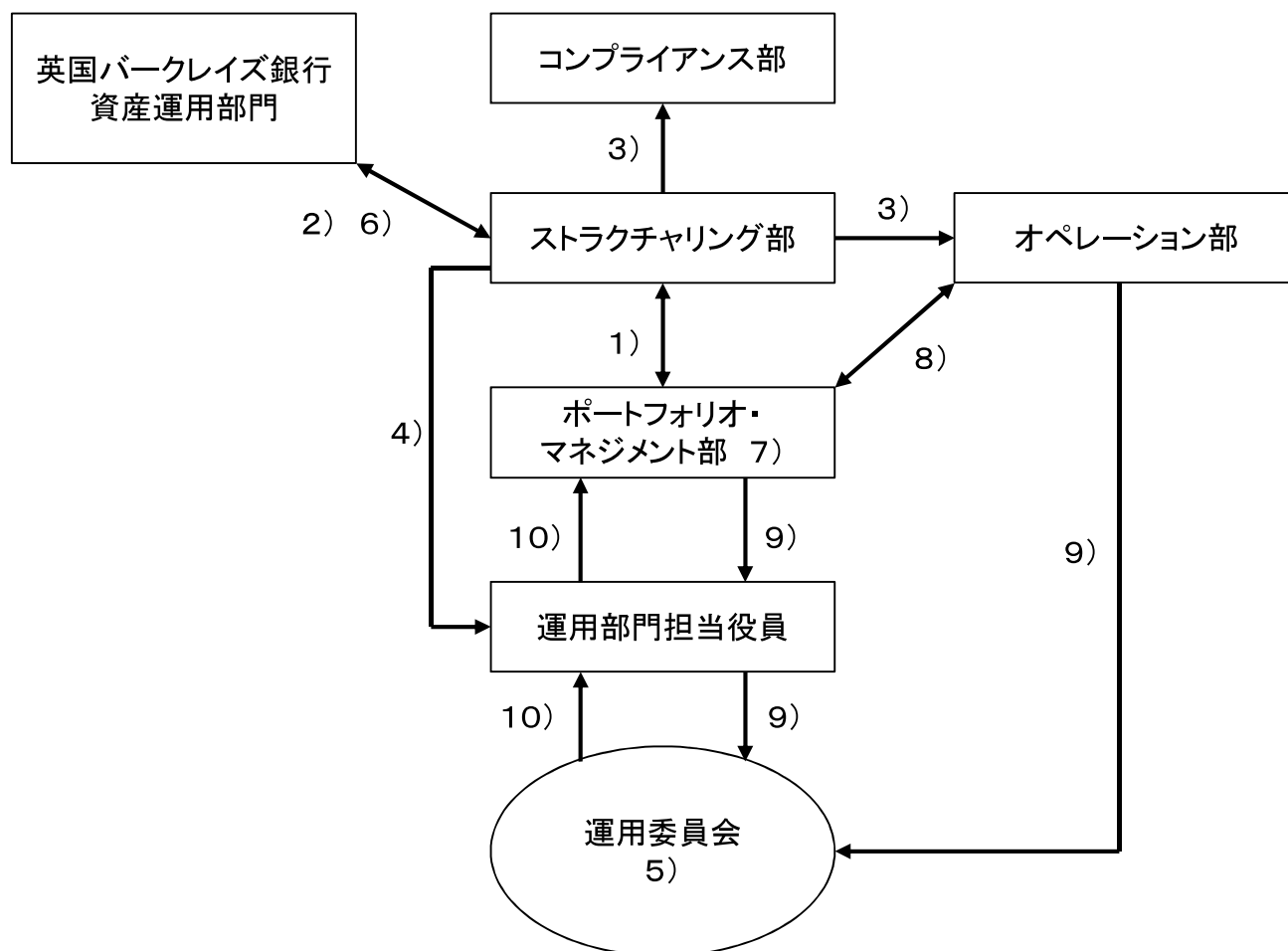
株主によって構成され、取締役および監査役の選任および解任、剰余金の配当の承認、定款変更等の重要事項の承認等を行います。

2) 取締役会

取締役全員をもって構成され、業務執行の決定、代表取締役の選定および解職、取締役の職務の執行の監督を行います。定款では、取締役は3名以上、監査役は1名以上とする旨定められています。なお、監査役は、取締役会に出席して意見を述べることができません。

② 投資運用の意思決定機構

当社の投資運用における主要な意思決定および投資の実行にかかる体制は、以下のとおりです。なお、英国バークレイズ銀行とは当社の親法人等であるバークレイズ・バンク・ピーエルシーです。



- 1) 当社ストラクチャリング部がポートフォリオ・マネジメント部とファンドの基本的な運用方針や条件等を協議し原案を決定
- 2) 英国バークレイズ銀行の資産運用部門に新規設定ファンドの原案の提案、協議
- 3) 新規設定ファンド原案について事務面、制度面からの実現可能性をオペレーション部及びコンプライアンス部が確認
- 4) ストラクチャリング部が運用部門担当役員に新規設定ファンド案の承認を申請
- 5) 新規設定ファンド案を運用委員会で機関決定
- 6) ストラクチャリング部が承認済み新規設定ファンド案を英国バークレイズ銀行の資産運用部門に通知
- 7) ファンド設定、ポートフォリオ・マネジメント部による運用執行
- 8) オペレーション部によるファンドのリスク取得状況、投資制限遵守状況、運用パフォーマンス

マンスのモニタリング

- 9) ポートフォリオ・マネジメント部がファンドの運用状況を、オペレーション部が運用状況等のモニタリング結果を運用委員会にそれぞれ報告
- 10) ポートフォリオ・マネジメント部へのフィードバック

2 事業の内容及び営業の概況

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成27年9月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託を除く。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	14	46,222
追加型株式投資信託	15	102,532
株式投資信託 合計	29	148,754
単位型公社債投資信託	21	129,233
追加型公社債投資信託	-	-
公社債投資信託 合計	21	129,233
総合計	50	277,987

3. 委託会社等の経理状況

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期事業年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月12日

パークレイズ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一 昭 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパークレイズ投信投資顧問株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パークレイズ投信投資顧問株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

		第7期 (平成25年12月31日現在)		第8期 (平成26年12月31日現在)		
区 分	注記 番号	金 額(千円)		金 額(千円)		
(資 産 の 部)						
流 動 資 産	※					
現 金 ・ 預 金			84,521		196,860	
前 払 費 用			313		260	
未 収 入 金			4,219		-	
未 収 委 託 者 報 酬			199,365		286,155	
未 収 収 益			23,180		7,141	
流 動 資 産 計			311,600		490,417	
固 定 資 産						
投 資 そ の 他 の 資 産			-		496	
長 期 差 入 保 証 金			-		496	
固 定 資 産 計		-		496		
資 産 合 計			311,600		490,913	
(負 債 の 部)						
流 動 負 債	※					
短 期 借 入 金			24,272		-	
預 り 金			6,695		15,904	
未 払 費 用			133,972		98,346	
未 払 消 費 税 等			7,922		8,049	
未 払 法 人 税 等			2,580		6,525	
賞 与 引 当 金			10,373		18,277	
流 動 負 債 計			185,817		147,104	
固 定 負 債						
退 職 給 付 引 当 金			23,529		18,915	
固 定 負 債 計		23,529		18,915		
負 債 合 計			209,346		166,019	
(純 資 産 の 部)						
株 主 資 本						
資 本 金			699,000		799,000	
資 本 剰 余 金						
資 本 準 備 金		654,000		754,000		
資 本 剰 余 金 合 計			654,000		754,000	
利 益 剰 余 金						
そ の 他 利 益 剰 余 金						
繰 越 利 益 剰 余 金		△ 1,250,746		△ 1,228,106		
利 益 剰 余 金 合 計			△ 1,250,746		△ 1,228,106	
株 主 資 本 合 計			102,253		324,893	
純 資 産 合 計			102,253		324,893	
負 債 ・ 純 資 産 合 計			311,600		490,913	

(2) 損益計算書

区 分	注記 番号	第7期 (自平成25年1月1日 至平成25年12月31日)		第8期 (自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)	
		金 額(千円)		金 額(千円)	
営業収益					
委託者報酬			634,711		647,992
その他営業収益	※		34,159		27,364
営業収益計			668,871		675,357
営業費用					
支払手数料	※		186,815		150,768
委託計算費			38,209		41,446
営業雑経費			2,779		3,385
通信費		771		1,245	
印刷費		335		116	
協会費		1,641		2,024	
諸会費		30		-	
営業費用計			227,803		195,600
一般管理費					
給料			297,743		288,421
役員報酬		70,314		65,027	
給料・手当		217,055		199,250	
賞与引当金繰入額		10,373		24,143	
福利厚生費			24,198		23,072
交際費			132		312
旅費交通費			1,536		217
事務委託費			64,818		39,834
租税公課			3,627		10,732
不動産賃借料			15,992		16,352
退職給付費用			28,407		37,943
固定資産減価償却費			203		-
諸経費			36,126		36,667
一般管理費計			472,786		453,555
営業利益(△損失)			△ 31,718		26,201
営業外収益					
受取利息		2		2	
その他営業外収益		395		239	
営業外収益計			397		241
経常利益(△損失)			△ 31,321		26,443
税引前当期純利益(△損失)			△ 31,321		26,443
法人税、住民税及び事業税			949		3,803
法人税等調整額			-		-
当期純利益(△損失)			△ 32,270		22,640

(3) 株主資本等変動計算書

第7期(自平成25年1月1日至平成25年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	699,000	654,000	654,000	△ 1,218,475	△ 1,218,475	134,524	134,524
当期変動額							
当期純損失(△)	-	-	-	△ 32,270	△ 32,270	△ 32,270	△ 32,270
当期変動額合計	-	-	-	△ 32,270	△ 32,270	△ 32,270	△ 32,270
当期末残高	699,000	654,000	654,000	△ 1,250,746	△ 1,250,746	102,253	102,253

第8期(自平成26年1月1日至平成26年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	699,000	654,000	654,000	△ 1,250,746	△ 1,250,746	102,253	102,253
当期変動額							
新株の発行	100,000	100,000	100,000			200,000	200,000
当期純利益	-	-	-	22,640	22,640	22,640	22,640
当期変動額合計	100,000	100,000	100,000	22,640	22,640	222,640	222,640
当期末残高	799,000	754,000	754,000	△ 1,228,106	△ 1,228,106	324,893	324,893

重要な会計方針

項 目	第7期	第8期
	(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、確定給付型年金制度の退職給付債務は、簡便法(直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法)により当事業年度末における見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p>
2. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。	消費税等の会計処理 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

第7期	第8期
(平成25年12月31日現在)	(平成26年12月31日現在)
<p>※ 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払費用 73,056 千円 未収収益 23,180 千円</p>	<p>※ 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払費用 11,615 千円 未収収益 7,141 千円</p>

(損益計算書関係)

第7期	第8期
(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
<p>※ 関係会社との取引 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>支払手数料 72,973 千円 その他営業収益 34,159 千円</p>	<p>※ 関係会社との取引 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>支払手数料 16,062 千円 その他営業収益 27,364 千円</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第7期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	13,530	—	—	13,530
合 計	13,530	—	—	13,530

第8期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	13,530	2,000	—	15,530
合 計	13,530	2,000	—	15,530

(注)平成26年2月17日に、株主割当の方法による新株式2,000株を発行いたしました。

(金融商品関係)

第7期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資運用業及び投資助言、代理業を行っており、資金計画に照らして必要な資金(主に親会社からの資本増額及びグループ銀行からの借入れ)を調達しております。自己資金によるトレーディング目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託契約に基づき信託財産から当社に対して支払われる委託者報酬の未収金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため信用リスクはほとんどないと認識しております。また、営業債権である未収収益は、親会社であるパークレイズ銀行のトレーディングデスクとの合意に基づいた委託者報酬のサポートフィーの未収金額であり、親会社の財務状況が良好であることから信用リスクはほとんどないと認識しております。いずれの場合においても定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 25 年 12 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	84,521	84,521	—
未収委託者報酬	199,365	199,365	—
未収入金	4,219	4,219	—
未収収益	23,180	23,180	—
資産計	311,285	311,285	—
短期借入金	24,272	24,272	—
未払費用	133,972	133,972	—
負債計	158,244	158,244	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収入金、未収収益並びに短期借入金、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内
現金・預金	84,521
未収委託者報酬	199,365
未収入金	4,219
未収収益	23,180

第 8 期(自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資運用業及び投資助言、代理業を行っており、資金計画に照らして必要な資金(主に親会社からの資本増額及びグループ銀行からの借入れ)を調達しております。自己資金によるトレーディング目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託契約に基づき信託財産から当社に対して支払われる委託者報酬の未収金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため信用リスクはほとんどないと認識しております。また、営業債権である未収収益は、親会社であるパークレイズ銀行のトレーディングデスクとの合意に基づいた委託者報酬のサポートフィーの未収金額であり、親会社の財務状況が良好であることから信用リスクはほとんどないと認識しております。いずれの場合においても定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 26 年 12 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	196,860	196,860	—
未収委託者報酬	286,155	286,155	—
未収収益	7,141	7,141	—
資産計	490,156	490,156	—
未払費用	98,346	98,346	—
負債計	98,346	98,346	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益並びに未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内
現金・預金	196,860
未収委託者報酬	286,155
未収収益	7,141

(退職給付関係)

第 7 期 (自 平成 25 年 1 月 1 日 至 平成 25 年 12 月 31 日)	第 8 期 (自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日)
<p>1.採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型年金制度(キャッシュバランスプラン)及び確定拠出型年金制度を設けております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 Δ105,128 千円 年金資産 81,599 千円 退職給付引当金 Δ23,529 千円 (注 1)当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法(直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法)を採用しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 28,407 千円 (注 1)なお、当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法(直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法)を採用しており、上記には確定拠出年金への掛金支払額 3,880 千円が含まれております。</p> <p>4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p>	<p>1.採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務 Δ100,629 千円 年金資産 81,713 千円 退職給付引当金 Δ18,915 千円 (注 1)当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法(直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法)を採用しております。</p> <p>3.退職給付費用に関する事項 退職給付費用 37,943 千円 (注 1)なお、当社は小規模企業等に該当するため、退職給付会計基準の適用に当たり、簡便法(直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法)を採用しており、上記には確定拠出年金への掛金支払額 3,360 千円が含まれております。</p> <p>4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p>

該当事項はありません。	該当事項はありません。
-------------	-------------

(ストック・オプション等関係)

第7期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

該当事項はありません。

第8期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第7期 (自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)	第8期 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位:千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位:千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 3,942	賞与引当金 6,514
退職給付引当金 8,385	退職給付引当金 6,741
未払費用 5,326	未払費用 3,725
未払事業税 913	未払事業税 1,091
繰越欠損金 418,820	繰越欠損金 408,701
繰延税金資産小計 437,386	繰延税金資産小計 426,773
評価性引当額 <u>△437,386</u>	評価性引当額 <u>△426,773</u>
繰延税金資産合計 <u>—</u>	繰延税金資産合計 <u>—</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上したため、記載していません。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 (単位 %)
	法定実効税率 38.0 (調整)
	評価性引当額の増減 △34.9
	役員給与損金不算入 8.9
	住民税均等割 3.5
	その他 △1.2
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 14.3

(セグメント情報等関係)

セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。

当社は、投資運用業及び附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

関連情報

第7期（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への営業収益の金額が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、製品およびサービスごとの情報の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益
米国ジニーメイ MBS ファンド (適格機関投資家向け)	187,378
インカム・プラス・ファンド1 (適格機関投資家向け)	84,809

第8期（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への営業収益の金額が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、製品およびサービスごとの情報の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益
米国ジニーメイ MBS ファンド (適格機関投資家向け)	97,821
ダイナミック・ベクター・ファンド (非課税適格機関投資家向け)	69,697

(関連当事者情報)

第7期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	パークレイズ・バンク・ピーエルシー(パークレイズ銀行)	英国ロンドン市	2,402,000千ポンド	銀行業	被所有 間接 100%	当社投資信託の運用委託及び資金の貸付	投資信託の運用に係る運用再委託者報酬の支払(注2)	72,973	未払費用	73,056
							トレーディングデスクとの合意に基づいた委託者報酬のサポートフィーの受取(注3)	30,274	未収収益	23,180
							当座借越	24,272	短期借入金	24,272

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	パークレイズ証券株式会社	東京都港区	32,945,000千円	金融商品取引業	—	当社投資信託の募集及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等及び内部管理部門の兼職	投資信託に係る事務代行手数料等の支払(注4)	112,754	未払費用(注1)	30,599
							シェアードサービス等費用の振替(注5)	24,177	未払費用	4,479

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 投資信託の運用に係る運用再委託報酬については、一般的な運用再委託報酬率や商品性等を勘案し決定しております。

(注3) 委託者報酬のサポートフィーについては商品性等を勘案して決定しております。

(注4) 投資信託に係る事務代行手数料等については商品性等を勘案し決定しております。

(注5) シェアードサービスの使用負担に応じて決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

パークレイズ・キャピタル・アジア・ホールディングス・リミテッド(非上場)

パークレイズ・バンク・ピーエルシー(ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第8期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	パークレイズ・バンク・ピーエルシー(パークレイズ銀行)	英国ロンドン市	2,380,000千ポンド	銀行業	被所有 間接 100%	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る運用再委託者報酬の支払(注2)	16,062	未払費用	11,615
							トレーディングデスクとの合意に基づいた委託者報酬のサポートフィーの受取(注3)	27,364	未収収益	7,141

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	パークレイズ証券株式会社	東京都港区	32,945,000千円	金融商品取引業	-	当社投資信託の募集及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等及び内部管理部門の兼職	投資信託に係る事務代行手数料等の支払(注4)	91,077	未払費用(注1)	32,007
							シェアードサービス等費用の振替(注5)	13,708	未払費用	14,511
親会社の子会社	パークレイズ・サービス・ジャパン・リミテッド	英国ロンドン市	100ポンド	関連会社の事務管理業	-	資産の賃貸借等	支払家賃等(注6)	35,195	未払費用	8,798

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 投資信託の運用に係る運用再委託報酬については、一般的な運用再委託報酬率や商品性等を勘案し決定しております。

(注3) 委託者報酬のサポートフィーについては商品性等を勘案して決定しております。

(注4) 投資信託に係る事務代行手数料等については商品性等を勘案し決定しております。

(注5) シェアードサービスの(使用)負担に応じて決定しております。

(注6) 支払家賃等は、使用負担に応じて決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

バークレイズ・キャピタル・アジア・ホールディングス・リミテッド(非上場)

バークレイズ・バンク・ピーエルシー(ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第 7 期 (自 平成 25 年 1 月 1 日 至 平成 25 年 12 月 31 日)	第 8 期 (自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日)
1 株当たり純資産額 7,557 円 53 銭 1 株当たり当期純損失金額 2,385 円 14 銭	1 株当たり純資産額 20,920 円 38 銭 1 株当たり当期純利益金額 1,482 円 95 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、1 株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 32,270 千円 普通株主に帰属しない金額 ー千円 普通株式に係る当期純損失 32,270 千円 普通株式の期中平均株式数 13,530 株	1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 22,640 千円 普通株主に帰属しない金額 ー千円 普通株式に係る当期純利益 22,640 千円 普通株式の期中平均株式数 15,267 株

(重要な後発事象)

第 7 期(自 平成 25 年 1 月 1 日 至 平成 25 年 12 月 31 日)

(株主割当増資に関する事項)

当社は、平成 26 年 2 月 17 日に 100%親会社である、バークレイズ・キャピタル・アジア・ホールディングス・リミテッドに株主割当増資を実施致しました。

(1) 増資の目的

当社の財務体質改善を目的としております。

(2) 増資の内容

- ① 発行株式の種類 普通株式
- ② 発行株式数 2,000 株
- ③ 増資後の発行済株式数 15,530 株
- ④ 発行価額 1 株につき 100,000 円
- ⑤ 発行価額の総額 200,000 千円
- ⑥ 資本組入額の総額 100,000 千円
- ⑦ 増資後の資本金 799,000 千円

第 8 期(自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日)

該当事項はありません。

1. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 9 期事業年度に係る中間会計期間(平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日まで)の中間財務諸表について、P w C あらた監査法人による中間監査を受けております。
3. なお、従来、当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、平成 27 年 7 月 1 日に名称を変更し、P w C あらた監査法人になりました。
4. 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年8月28日

パークレイズ投信投資顧問株式会社

取締役会御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパークレイズ投信投資顧問株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パークレイズ投信投資顧問株式会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第9期中間会計期間末 (平成27年6月30日現在)	
区 分	注記 番号	金 額(千円)	
(資 産 の 部)			
流 動 資 産			
現 金 ・ 預 金			455,318
前 払 費 用			260
未 収 委 託 者 報 酬			152,811
未 収 収 益			9,156
繰 延 税 金 資 産			67,158
流 動 資 産 計			684,704
固 定 資 産			
投 資 そ の 他 の 資 産			496
長 期 差 入 保 証 金		496	
固 定 資 産 計			496
資 産 合 計			685,200
区 分	注記 番号	金 額(千円)	
(負 債 の 部)			
流 動 負 債			
預 り 金			23,673
未 払 費 用			94,322
未 払 法 人 税 等			13,280
賞 与 引 当 金 等			7,179
未 払 消 費 税 等			9,189
流 動 負 債 計			147,645
固 定 負 債			
退 職 給 付 引 当 金			22,950
固 定 負 債 計			22,950
負 債 合 計			170,596
(純 資 産 の 部)			
株 主 資 本			
資 本 金			799,000
資 本 剰 余 金			
資 本 準 備 金		754,000	
資 本 剰 余 金 合 計			754,000
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金		△ 1,038,396	
利 益 剰 余 金 合 計			△ 1,038,396
株 主 資 本 合 計			514,603
純 資 産 合 計			514,603
負 債 ・ 純 資 産 合 計			685,200

(2) 中間損益計算書

		第9期中間会計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)
区 分	注記 番号	金 額(千円)
営業収益		
委託者報酬		454,746
その他営業収益		18,849
営業収益計		473,595
営業費用		
支払手数料		108,575
その他営業費用		26,668
営業費用計		135,244
一般管理費		205,411
営業利益		132,940
営業外費用		107
経常利益		132,833
税引前中間純利益		132,833
法人税、住民税及び事業税		10,281
法人税等調整額		△67,158
中間純利益		189,710

(3) 中間株主資本等変動計算書

第9期(自平成27年1月1日至平成27年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	799,000	754,000	754,000	△ 1,228,106	△ 1,228,106	324,893	324,893
当中間期変動額							
中間純利益	-	-	-	189,710	189,710	189,710	189,710
当中間期変動額 合計	-	-	-	189,710	189,710	189,710	189,710
当中間期末残高	799,000	754,000	754,000	△ 1,038,396	△ 1,038,396	514,603	514,603

重要な会計方針

項 目	第 9 期中間会計期間 (自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 6 月 30 日)
1.引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産見込み額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付年金制度においては直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とし、退職一時金制度においては当中間会計期間末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。</p>
2.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)
該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)
該当事項はありません。

(中間株主資本等変動計算書関係)
第 9 期中間会計期間(自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 6 月 30 日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	15,530	—	—	15,530
合 計	15,530	—	—	15,530

(リース取引関係)
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第9期中間会計期間(自平成27年1月1日至平成27年6月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成27年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	455,318	455,318	—
未収委託者報酬	152,811	152,811	—
未収収益	9,156	9,156	—
資産計	617,285	617,285	—
未払費用	94,322	94,322	—
負債計	94,322	94,322	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益及び未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等関係)

セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。

当社は、投資運用業及び附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

関連情報

第9期中間会計期間(自平成27年1月1日至平成27年6月30日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への営業収益の金額が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、製品およびサービスごとの情報の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第9期中間会計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年6月30日)	
1株当たり純資産額	33,136円11銭
1株当たり中間純利益金額	12,215円72銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	
1株当たり中間純利益金額算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	189,710千円
普通株主に帰属しない金額	-千円
普通株式に係る中間純利益	189,710千円
普通株式の期中平均株式数	15,530株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 平成 28 年 2 月 9 日
作成基準日 平成 27 年 8 月 28 日

本店所在地 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
お問い合わせ先 オペレーション部